

石綿飛散防止に係る技術的事項について（案）

大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号。以下「大防法」という。）において、建築物等（建築物その他工作物をいう。以下同じ。）の解体等工事（解体、改造又は補修作業を伴う建設工事）に伴う石綿の飛散防止のための規制を行っている。前回平成 25 年の改正時に引き続き検討が必要とされた課題や、当該改正以降に明らかになった、特定建築材料（規制対象の石綿含有建材）以外の石綿含有建材の不適切な除去による石綿の飛散、解体等工事前の調査（以下「事前調査」という。）の際の特定建築材料の見落とし等の課題を踏まえ、平成 30 年 8 月に、環境大臣が中央環境審議会に対して、「今後の石綿飛散防止の在り方」について諮問した。この検討を行うため、大気・騒音振動部会に「石綿飛散防止小委員会」が設置され、同小委員会において議論が行われた結果、令和 2 年 1 月に「今後の石綿飛散防止の在り方について」環境大臣に答申された。

こうした経緯を踏まえ、大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 39 号。以下「改正法」という。）が令和 2 年 6 月 5 日に公布された。改正法は、一部の規定を除き公布の日から 1 年を超えない範囲内（令和 3 年 4 月頃を予定。）に施行することとされている。第 8 回石綿飛散防止小委員会において、今後更に検討を行い明確化する必要がある技術的事項として示された事項等について、改正法の施行に向け、政省令等の改正を念頭に検討を行い、次のとおり取りまとめた。

1. 特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等作業の際の石綿飛散防止

（1）規制対象に追加する石綿含有建材

<答申¹の関連箇所>

- 特定建築材料以外の石綿含有建材が使用された建築物等の解体等工事について、適切な飛散防止措置が行われない場合には、作業現場周辺の大気中に石綿が飛散するおそれがあることを踏まえ、建材の種類、除去工法及び工事の規模にかかわらず、基本的に全ての工事を大防法上の特定建築材料に係る規制の枠組みの対象とするべきである。
- しかし、（中略）特定建築材料以外の石綿含有建材に係る届出については大防法における全国一律の制度とすることまではしないのが適当である。
- 石綿含有仕上塗材については、塗材の施工方法にかかわらず、石綿含有成形板等と同様に、大防法の規制対象とし、届出までは求めないこととするのが適当である。また、石綿含有仕上塗材に特化した飛散防止措置を作業基準として検討し定めるべきである。ただし、石綿含有吹付けパーライト、石綿含有吹付けバーミキュライト（ひる石）等については、引き続き「吹付け石綿」として扱い、特定建築材料に係る規制の枠組みの対象とすることが適当と考えられる。

¹ 「今後の石綿飛散防止の在り方について（答申）」（令和 2 年 1 月中央環境審議会）

<改正法の規定>

改正法においては、作業の実施の届出の対象は、「特定工事²のうち、特定粉じん³を多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料として政令で定めるものに係る特定粉じん排出等作業を伴うもの」（以下「届出対象特定工事」という。）とされている。（第18条の17第1項）

<基本的考え方>

現行の特定建築材料である「吹付け石綿」及び「石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材」（令第3条の2）以外の全ての石綿含有建材について、建材の種類・施工方法、除去工法及び工事の規模にかかわらず、不適切な作業が行われれば石綿を飛散させるおそれがあることから、特定建築材料に追加して規制対象とする。

答申においては、石綿含有成形板等と石綿含有仕上塗材に分けて検討が行われ、石綿含有仕上塗材については、答申において、塗材の施工方法にかかわらず、石綿含有成形板等と同様に規制することとされた。これを踏まえ、これまで「吹付け石綿」として扱われてきた吹付け工法のものについても、大防法上、その他の工法のものと同様に、新たに特定建築材料に追加する石綿含有仕上塗材として扱うこととする。

また、答申を踏まえ、作業の実施の届出の対象は、現行の特定建築材料に係る特定粉じん排出等作業から変更しない。

<技術的事項>

石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材を特定建築材料に追加し、大防法の規制対象は以下のとおりとする。

- 吹付け石綿（現行の令に規定）
- 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（現行の令に規定）
- 石綿含有成形板等^{※1}
- 石綿含有仕上塗材^{※2}

※1 石綿含有成形板以外のものとしては、例えば石綿含有セメント管、石綿含有押出成形品等、板状ではない石綿含有建材が含まれる旨施行通知等で明確化。

※2 吹付けパーライト及び吹付けバーミキュライトについては、従来どおり「吹付け石綿」に該当する旨を施行通知等で明確化。以下「石綿含有仕上塗材」は、吹付けパーライト及び吹付けバーミキュライト以外のものをいう。

² 特定粉じん排出等作業（特定建築材料が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもの）を伴う建設工事

³ 大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号。以下「令」という。）第2条の4において石綿のみを指定。

また、仕上塗材の下地調整材等に石綿が含有している場合もある旨をマニュアル等で明確化。

作業の実施の届出については、上記規制対象のうち、石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材は対象外とし、現行どおり、以下の特定建築材料に係る特定粉じん排出等作業を対象とする。

- 吹付け石綿
- 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材

(2) 作業計画

<答申の関連箇所>

- (特定建築材料以外の石綿含有建材についての) 適正な飛散防止措置は、都道府県等の立入検査等により担保することとし、立入検査等の際に確認できるよう、施工者が作業の方法や作業時の石綿の飛散防止措置等を含む作業計画を策定することとすべきである。

<基本的考え方>

新たに規制対象とする石綿含有建材については、作業実施の届出の対象としないことから、適切な飛散防止措置の実施を担保するためには、都道府県等が事前調査結果の報告等により現場を把握し、立入検査等によって、作業計画に照らして現場の確認、指導等を行うことが一層重要となる。作業計画の内容は、都道府県等が、効果的に、予定・実施されている作業方法等が適切か否かを確認し、今回の改正により作業基準遵守義務の対象者に追加された下請負人も含め、作業に従事している者を指導できるものとすべきである。これまで、都道府県等は作業実施の届出によって作業方法等を確認してきており、届出事項には必要な情報が過不足なく含まれていると考えられるため、作業計画に係る記載事項は届出事項と同一のものとするのが適当である。

また、作業計画の作成は、現行の特定建築材料に係る作業の現場における指導の適正化にも資するため、全ての特定建築材料に係る作業について作業計画策定の対象とすべきである。

<技術的事項>

作業基準(現行の大気汚染防止法施行規則(昭和46年厚生省・通産省令第1号。以下「規則」という。)第16条の4及び別表第7)に以下の作業計画の作成を追加する。

- 特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の開始前に、次の事項を記載した作業計画を作成し、当該計画に

基づき作業を行うこと。

- 特定工事の場所
- 特定粉じん排出等作業の種類、実施期間及び方法
- 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
- 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 作業基準

<答申の関連箇所>

- 石綿含有成形板等の除去については、湿潤化等を行いつつ、建材を原形のまま取り外すことを原則とすべきである。ただし、接着剤で強力に建材が接着している場合等、原形のまま取り外すことが困難な場合については、建材の種類や除去工法等に応じて十分に飛散が防止されるよう、養生、湿潤化等の飛散防止措置を作業基準として検討し定めるべきである。
- また、石綿含有成形板等の中でも、石綿含有けい酸カルシウム板第1種については、湿潤化した上で破碎した際の繊維の飛散性が、特定建築材料より低いものの他の石綿含有成形板等より高かったことから、より効果的な養生、湿潤化等の措置を求めることが考えられる。
- 石綿含有仕上塗材の除去時の石綿の飛散性については、作業現場における実態調査及び実験において、除去工法によっては高い繊維の飛散性を示す例が確認されたが、吹付け工法、ローラー塗り等の施工方法にかかわらず、剥離剤の使用や集じん装置付高圧水洗工法等の除去工法により石綿繊維の飛散が抑制できることが確認できた例もある。

<改正法の規定>

改正法においては、作業基準は、特定粉じんの種類及び特定粉じん排出等作業の種類に加え、特定建築材料の種類ごとに、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として、環境省令で定めるものとされている。(第18条の14)

<基本的考え方>

今回特定建築材料に追加する石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材について、建材の種類に応じ、十分に石綿の飛散が防止できる措置を定める。これらの建材については、いずれの特定粉じん排出等作業（解体、改造又は補修）につい

ても必要な措置は共通と考えられる。

石綿含有成形板等については、文献調査により破砕等を行う場合の石綿の飛散が確認されている一方、環境省が現場調査や破砕実験により調査したところ、破砕等を行う場合であっても、湿潤化により石綿繊維数濃度を低い水準に抑えられる事例が確認された。このことを踏まえ、石綿含有成形板等については、石綿の飛散の程度が比較的低いことから、建材を原形のまま取り外すことを原則としつつ、これが困難な場合等については、湿潤化の措置を義務付けるべきである。また、事業者が自ら簡易な養生等の措置をすることも効果的である。

石綿含有けい酸カルシウム板第1種については、他の石綿含有成形板等に比べて高い繊維の飛散性が見られたものの、養生を行うことにより、養生の外側での飛散を十分抑えられる事例が確認された。このことを踏まえ、石綿含有けい酸カルシウム板第1種を破砕等により除去する場合には、湿潤化に加え、作業場周辺を養生することを義務付けるべきである。

石綿含有仕上塗材については、除去作業の作業場で行った調査の結果、塗材の施工方法にかかわらず、剥離剤の塗布等の湿潤化により、石綿の飛散を十分に抑制できる事例が確認された。ただし、グラインダー等の電動工具を使用して除去した場合には比較的高い濃度の石綿が飛散した事例もあるため、このような場合には湿潤化に加えて養生を義務付ける必要がある。また、湿潤化のほか、集じん装置（局所集じん）の使用により飛散性を十分抑えられた事例もあり、湿潤化と同等以上の効果を有する措置として、十分な集じん性能を有する集じん装置（局所集じん）を使用することもできることとすべきである。

<技術的事項>

石綿含有成形板等又は石綿含有仕上塗材に係る特定粉じん排出等作業について、それぞれ以下の飛散防止措置を作業基準に追加する。

また、石綿含有成形板等又は石綿含有仕上塗材に係る特定粉じん排出等作業については、(2)の作業計画の策定のほか、作業方法等に係る掲示など、その他の作業基準の対象とする。

① 石綿含有成形板等

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講じること。

イ 特定建築材料を、切断、破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。

ロ イの方法により特定建築材料（ハに規定するものを除く。）を除去することが技術上著しく困難なとき又は一部除去の場合など改造・補修作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。

- ハ 石綿含有けい酸カルシウム板第1種にあつては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は一部除去の場合など改造・補修作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。
- ⅰ. 当該特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生^{※1}すること。
 - ⅱ. 当該特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。
- ニ 当該特定建築材料の除去後、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。この場合において、ハの規定により養生を行ったときは、当該養生を解く前に清掃を行うこと。

② 石綿含有仕上塗材

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去^{※2}するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講じること。

- イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。(ロの規定により特定建築材料を除去する場合を除く。)
- ロ 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。
- ⅰ. 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生^{※1}すること。
 - ⅱ. 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。
- ハ 当該特定建築材料の除去後、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。この場合において、ロの規定により養生を行ったときは、当該養生を解く前に清掃を行うこと。

※1 作業場所をプラスチックシート等で囲うことを指し、負圧管理までは要しない。

※2 母材から除去せずに、母材とともに切断等を行い、母材と一体として除去する場合を含む。

2. 事前調査の信頼性の確保

(1) 事前調査の対象範囲

<答申の関連箇所>

- 事前調査の義務付けの内容・範囲を明確化し、適切な事前調査が行われていない場合の行政の指導を強化する必要がある。

<基本的考え方>

大防法においては、平成17年の政令改正によって、特定建築材料が使用されている建築物等の解体等工事に係る規制対象の規模要件を撤廃しており、作業の際に適切な飛散防止対策を講じるための前提である、事前調査の対象についても、法令上例外の規定は設けられていない。

解体等工事の対象には、石綿含有建材が使用されていないことが明らかであるも

のしか扱わないもの（金属や木材のみで作られているものの改造・補修など）もあるが、そのようなものについても、これまで事前調査の対象外であるとの解釈は示されていない。

他方で、答申においては、一定の知見を有する者の活用、調査結果の記録の保存等、事前調査に係る規制の強化が必要とされており、これらの義務付けの対象範囲を明確にする必要がある。

また、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。）に基づく石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）の対象範囲についても、厚生労働省の検討会報告書⁴において、今般の石綿則の改正⁵による対策の充実に伴い整理されたところである。答申においては、建築物等の解体等工事の各プロセスに対する規制に関し、石綿則との連携を強化し、一体として解体等工事の現場での法令遵守を求めていくべきとされているところ、両法令の対象範囲は整合性の取れたものとする必要がある。

<技術的事項>

厚生労働省の検討会報告書においては、石綿飛散防止（建材等の加工・除去・取り外し時の飛散、除去・取り外し後の運搬等時の飛散を含む）の観点から、以下のものは建築物等の解体・改修作業に該当しないものとして整理されているところ、大防法においても、これらは事前調査の対象である「建築物等の解体等工事」に該当しないものと整理し、当該解釈を施行通知等で示すのが適当である。

【建築物等の改造・補修作業に該当しないもの（厚生労働省の検討会報告書抜粋）】

- a 切断等・除去・取り外しの対象物が、石綿が含まれていないことが明らかであるもの（木材、金属、石又はガラスのみで構成されているもの、畳、電球など）であって、手作業や電動ドライバー等で容易に取り外すことが可能、ボルト・ナットで固定しているような固定具を取り外すことで対象物の除去が可能であるなど、それらの切断等・除去・取り外し時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業
- b 通常の釘を打って固定する（刺さっている釘を抜く）など、対象物に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業
- c 既存塗装の上に新たに塗装を塗る作業など、現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業
- e その用途、仕様、過去の調査結果などから石綿が使用されていないことが明らかな工作物の解体・改修の作業

⁴ 「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会報告書」（令和 2 年 4 月 14 日厚生労働省労働基準局安全衛生部）

⁵ 石綿障害予防規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 134 号）

(2) 事前調査の方法

<答申の関連箇所>

- 事前調査の方法については、①書面調査及び現地調査を行うこと、②①の調査では石綿含有の有無が判断できない場合は分析による調査を行うこと又は石綿含有とみなすこととする等を法令上に位置付けるべきである。その際、建築物等の構造上、解体等工事着手前には確認ができない箇所があった場合は、着手後に当該箇所の確認が可能となった段階で事前調査の実施が必要である点に留意する必要がある。
- また、これに伴い、石綿の新たな使用が禁止された平成18年9月1日以降に着工した建築物等についても、事前調査の対象とし、着工年月日については書面等により調査すべきである。その上で、調査対象の解体等工事が、平成18年9月1日以降に設置工事に着手した建築物等の解体・改造・補修工事又は平成18年9月1日以降に改造・補修工事に着手した部分の改造・補修工事に該当することを確認できれば現地調査等その後の調査は不要とすることが適当である。

<改正法の規定>

改正法においては、建築物等の解体等工事について、設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査その他の環境省令で定める方法による調査を行うこととされている。また、改正前の大防法における、解体等工事が特定工事に該当しないことが明らかのもとして環境省令で定めるものについては、事前調査の対象外とする旨の規定は、削除されている。(第18条の15第1項柱書及び第4項)

<基本的考え方>

これまでは、事前調査の方法が法令上は規定されておらず、マニュアルにおいて書面調査、目視調査、分析調査等が示されてきたところ、これらを明確化しつつ、法令上に位置付ける。

答申においては、平成18年9月1日以降に設置工事に着手した建築物等又は平成18年9月1日以降に改造・補修工事に着手した部分の改造・補修工事に該当することが書面で確認された場合については、改正前の大防法において、特定工事に該当しないことが明らかであることからこれらの場合が事前調査の対象外とされていることを踏まえ、現地調査等その後の調査は不要とすることが適当とされている。後者について、現行では、規制対象が吹付け石綿及び石綿含有断熱材等であるため、改造・補修後に当該改造・補修した部分にこれら建材が残っていることは想定されず、平成18年9月1日以降に改造・補修工事に着手した部分の改造・補修工事は特定工事に該当しないことが明らかと整理されていたものである。しかしな

がら、今回規制対象に追加する石綿含有建材については、例えば窓や照明器具の設置等、建材の部分加工が行われた場合には、改造・補修部分に石綿含有建材が残されている場合も考えられる。このことから、書面により改造・補修前に使用されていた建築材料が残っていないことが確実に判断できた場合にのみ現地調査等は不要とすることが考えられるが、書面のみで確実に判断できる場合は非常に限定的であると想定される。これを踏まえ、平成 18 年 9 月 1 日以降に改造・補修工事に着手した部分の改造・補修工事を行うときには、同日より前に設置工事等に着手した建築物等の解体等工事と同様に、書面、目視、分析等による事前調査を行うこととすべきである。

また、事前調査は、解体等工事に係る建築物等の部分の全てについて行う必要があるため、今回定める調査方法は、解体等工事着手後に、建築物等の構造上、解体等工事着手前には確認ができない箇所について調査する際にも適用する必要がある。

なお、更に具体的な調査方法については、マニュアル等において示すべきである。

<技術的事項>

事前調査の方法は以下のとおりとする。

- ① 設計図書等の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を行うこと。ただし、解体等工事が平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した建築物等^{*}を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当することが設計図書等の書面により明らかであって、当該建築物等以外の建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴わないものである場合は、特定建築材料の有無の目視による調査は不要とする。
- ② ①の調査により解体等工事が特定工事に該当するか否かが明らかにならなかった場合は、分析による調査を行うこと。ただし、当該解体等工事が特定工事に該当するものとみなして、大防法に基づく特定工事に関する措置を講ずる場合は、この限りではない。

※一部のガスケット又はグランドパッキンは平成 18 年 9 月 1 日以降も使用禁止等が猶予されていたため、これらが設置されている工作物については、使用禁止となった日以後に設置された場合に限る。

(3) 一定の知見を有する者の活用

<答申の関連箇所>

- 一定の知見を有する者としては、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程に定める特定建築物石綿含有建材調査者及び建築物石綿含有建材調査者の活用を基本とすることが考えられる。
- 十分な人数が育成されるまでの間、建築物の構造等を踏まえ、飛散性の高い石綿含有建材が使用されている可能性が高い建築物の調査に特にこれらの者を

活用すべきである。

- 厚生労働省においても、石綿則に基づく事前調査において、石綿に関する一定の知見を有する者の活用の検討が進められている。大防法と安衛法（石綿則）では法目的が異なるものの技術的には共通する部分も多いこと、また、施工者の負担軽減の観点から、厚生労働省における検討状況も踏まえ、具体的な一定の知見を有する者の活用の仕組みを検討していくべきである。
- 工作物については、事前調査に必要な知識が建築物と異なる場合があるか否かについて引き続き検討しつつ、必要に応じて人材育成方策を検討する必要がある。

<基本的考え方>

事前調査に活用する一定の知見を有する者については、平成30年に、建築物への石綿含有建材の使用の有無の調査のために必要な知識を含む、総合的な専門知識を有する者を育成していくための仕組みとして、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号。以下「講習登録規程」という。）が整備されたため、これに基づく講習を修了した者を基本とすべきである。他方で、講習登録規程の整備以前より、一定の知見を有する者として、一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者⁶等に調査を依頼することが望ましい旨、都道府県等に通知されてきたことを踏まえ、今般の義務付けの適用の前に当該協会に登録された者は、一定の知見を有する者に該当することとするのが適当である。

また、一戸建ての住宅又は共同住宅の住戸の内部（以下「一戸建て等」という。）の解体等工事については調査対象となる建材の種類等が限定されること、一戸建て等の解体等工事のみ行う事業者が一定程度存在することを踏まえ、講習登録規程の改正⁷により、一戸建て等に関する留意事項、事例等に特化した講習が新設され、当該講習を修了した者は「一戸建て等石綿含有建材調査者」として規定されたところである。これを受け、一戸建て等の解体等工事については、当該一戸建て等石綿含有建材調査者の活用を可能とすべきである。講習登録規程に基づく建築物全般に係る講習を修了した、特定石綿含有建材調査者⁸及び一般石綿含有建材調査者⁹については、いずれの建築物についても調査できることとするが、構造が複雑で、使用されている石綿含有建材も多様な一定規模以上の建築物については、特定石綿含有建材調査者又は一定の実地経験を積んだ一般石綿含有建材調査者によることを推奨すべきである。

⁶ アスベスト診断士及び講習登録規程に基づく講習を修了した者のうち、確認テストで所定の成績を収めた者

⁷ 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の一部を改正する件（令和2年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）

⁸ 講義及び実地研修を受講し、筆記試験及び口述試験による修了考査に合格した者

⁹ 講義を受講し、筆記試験による修了考査に合格した者

建築物の解体等工事におけるこうした一定の知見を有する者の活用の範囲については、平成 18 年 9 月 1 日以降に設置工事に着手した建築物であることが設計図書等の書面から明らかである場合には、(2) のとおり、それ以上の調査を不要とすることから、一定の知見を有する者を活用した事前調査の対象としない。この場合以外の建築物の解体等工事については、適切な事前調査を徹底する観点からは、全ての工事に一定の知見を有する者を活用することが望ましい。ただし、自主施工者（工事を請負契約によらず自ら行う者）には、一般個人も含まれ、当該自主施工者に該当する一般個人が行う日曜大工¹⁰などの軽微な改造・補修工事については、石綿飛散の可能性が低いことや義務付けによる負担に鑑み、自ら調査することも認めるのが適当である。なお、書面調査及び現地調査によって特定工事への該当性が判断できなかった場合には、建築材料の分析を行うこと又は特定工事とみなすこととすると、一般個人の場合には、該当性の判断が難しく、特定工事とみなす場合が多くなると想定される。みなさない場合には一定の知見を有する者を活用して調査することが望ましいこと、また、一般個人であっても特定建築材料が使用されている建築物等の解体等工事を行う場合には作業基準の遵守が義務付けられており、違反すれば行政命令や罰則の対象となること等を周知すべきである。

以上の場合を除いてもなお膨大な件数の建築物の解体等工事が行われているところ、一定の知見を有する者の人数は現時点では限られている。そのため、一定の知見を有する者による調査の義務付けまでには3年程度の期間を設け、改正後の石綿則において、一定の知見を有する者の活用について同様の制度が義務付けられたことも踏まえ、この間に、講習登録規程を共管する厚生労働省及び国土交通省と連携して一定の知見を有する者の養成に取り組み、円滑に事前調査を行えるようにする必要がある。

<技術的事項>

事前調査の方法として、以下のとおり一定の知見を有する者の活用を義務付けることとする。

- 建築物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事の書面調査及び目視調査（(2) ①ただし書の平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した建築物等の解体等工事に該当することが明らかである場合を除く。）については、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程に定める講習を修了した者（同規程第 2 条第 4 項に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者においては、同項に規定する一戸建て住宅等に限る。）又は義務付け適用前に一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者に行わせること。
- ただし、解体等工事の自主施工者である個人（業として解体等工事を行う者

¹⁰ 床、壁、天井等に穴を開けて家具等を固定する等の粉じんの飛散が著しく少ない工事を想定。

を除く。)は、建築物の改造又は補修の作業であって、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ない軽微なもののみを伴う建設工事を施工する場合には、自ら当該調査を行うことができる。

(4) 元請業者から発注者への説明事項

<改正法の規定>

改正法においては、事前調査を行った解体等工事の元請業者が発注者に説明を行うこととされている。説明事項としては、事前調査の結果のほか、届出対象特定工事以外の特定工事に該当する場合と届出対象特定工事に該当する場合の説明事項が規定されており、説明事項の一部は環境省令で定めることとされている。(第18条の15第1項各号)

<基本的考え方>

現在は、発注者が適切に届出を行えるよう、解体等工事の元請業者は、事前調査の方法・結果等及び特定工事に該当する場合は全ての届出事項を説明することとされている。

今般、解体等工事の元請業者に対し、一定の知見を有する者を活用して事前調査を行うことが義務付けられたことを踏まえ、発注者が、当該義務の履行についても把握できるようにする必要がある。また、届出対象特定工事以外の特定工事に該当する場合、発注者は届出を行う必要はないため、必ずしも届出事項を全て説明する必要はないが、少なくとも発注者が調査の結果を踏まえて適切な工事費や工期を設定することに資する事項を説明事項とすべきである。

<技術的事項>

改正法に規定されている事項を含め、解体等工事の元請業者から発注者への説明事項については、以下のとおりとする。

- 事前調査の終了年月日（現行の規則に規定）
- 事前調査の方法（現行の規則に規定）
- 事前調査の結果（改正法に規定）
- 建築物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事の書面調査及び目視調査（(2)①ただし書の平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等の解体等工事に該当することが明らかである場合を除く。）を行ったときは、調査を行った者の氏名及び当該者が一定の知見を有する者に該当することを明らかにする事項
- 解体等工事が届出対象特定工事以外の特定工事に該当するときは、次の事項
 - ▶ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積（改正法に規定）

- 特定粉じん排出等作業の種類、実施期間及び方法（改正法に規定）
- 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- 解体等工事が届出対象特定工事に該当するときは、次の事項
 - 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積（改正法に規定）
 - 特定粉じん排出等作業の種類、実施期間及び方法（改正法に規定）
 - 作業方法として、第 18 条の 19 に規定する各措置をそれぞれに定める方法で行わないときは、その理由（5.（1）参照。）（改正法に規定）
 - 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況（現行の規則に規定）
 - 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要（現行の規則に規定）
 - 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所（現行の規則に規定）
 - 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所（現行の規則に規定）

（５）事前調査に関する記録

＜答申の関連箇所＞

- 都道府県等が立入検査等により、適切に事前調査及び発注者への調査結果の説明が行われたか確認し、届出がないままに特定工事が実施された場合に発注者と受注者¹¹のいずれに要因があるのか事実関係を明確化できるよう、受注者に対し、事前調査の結果及び発注者への説明に係る記録を一定の期間保存することを義務付ける必要がある。
- また、自主施工者についても、届出が適切に行われているか確認する観点から、同様に事前調査の結果に係る記録を一定の期間保存させることが考えられる。

＜改正法の規定＞

改正法においては、解体等工事の元請業者又は自主施工者は、環境省令で定めるところにより、事前調査に関する記録を作成し、保存しなければならないこととされている。元請業者については、当該記録とともに、発注者への事前調査結果等の説明の書面も保存することとされている。（第 18 条の 15 第 3 項及び第 4 項）

＜基本的考え方＞

都道府県等が事前調査が適切に行われたか判断できるよう、記録の内容は、（２）（３）の方法で調査が行われたか、及び、どのような根拠で特定工事への該当性が

¹¹ 答申においては、元請業者を指して「受注者」の用語を用いている。

判断されたのかを確認可能なものとする必要がある。

また、記録の保存期間は、大防法以外の規制物質に係る記録保存期間等も踏まえ、また、特定工事に該当する場合に、3.(3)の特定粉じん排出等作業に関する記録と併せて適切な事前調査の結果をもとに適切な作業が行われたか確認できるよう、工事の終了時から3年間とするのが適当である。解体等工事の元請業者から発注者への説明の書面の写しについても、同じ期間保存することとする。

解体等工事の元請業者であっても自主施工者であっても、必要な記録事項及び記録保存期間は同じであるが、自主施工者のうち一般個人については、前述のとおり、その負担に配慮が必要である。そのため、自主施工者に該当する一般個人が行う日曜大工などの軽微な建築物等の改造・補修工事については、簡易な方法で対応可能とする旨を施行通知等で明確化すべきである。

<技術的事項>

解体等工事の元請業者及び自主施工者による記録事項及び記録・説明書面保存期間は、以下のとおりとする。

- 事前調査に関する記録は、次の事項((2)①ただし書の平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等の解体等工事に該当することが明らかである場合は、◎を付した事項に限る。)について作成し、これを解体等工事が終了した日から3年間保存*するものとする。
 - 解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名(◎)
 - 解体等工事の場所(◎)
 - 解体等工事の名称及び概要(◎)
 - 事前調査を終了した年月日(◎)
 - 事前調査の方法(◎)
 - 解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日(◎)
 - 解体等工事に係る建築物等の概要
 - 建築物等を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、当該作業の対象となる建築物等の部分
 - 建築物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事の書面調査及び目視調査((2)①ただし書の平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等の解体等工事に該当することが明らかである場合を除く。)を行ったときは、調査を行った者の氏名及び当該者が一定の知見を有する者に該当することを証明する書類の写し
 - 分析調査を行ったときは、当該調査を行った箇所、当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称
 - 解体等工事に係る建築物等の部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か(特定建築材料に該当するとみなした場合は、その旨)及びそ

の根拠

- 解体等工事の元請業者から当該解体等工事の発注者への説明の書面の写しは、解体等工事が終了した日から3年間保存*するものとする。

※ 記録の保存は電子でも可能とする。

(6) 事前調査に関する記録の写しの解体等工事の現場への備置き

<答申の関連箇所>

- 施工者は、調査結果の記録の写しについても、工事期間中、解体等工事の現場に備え付けることとすべきである。

<改正法の規定>

改正法においては、解体等工事の元請業者又は自主施工者は、解体等工事を施工するときは、環境省令で定めるところにより、事前調査に関する記録の写しを当該解体等工事の現場に備え置かなければならないこととされている。(第18条の15第5項)

<基本的考え方>

都道府県等が解体等工事の現場への立入検査の際に、また、解体等工事に従事する事業者が工事施工の際に、それぞれの解体等工事の現場の状況に応じ、事前調査結果の記録の写しを確認できる状態にしておくのが適当であり、現場に常に設置する、作業時に持参するなど様々な備置きの方法が考えられる。具体的な方法等は指定しないが施行通知等で例示する。

(7) 事前調査結果等の掲示

<答申の関連箇所>

- 掲示は工事期間を通して行わなければならないことや、公衆に分かりやすく見やすいような掲示の内容等を明確にすることが必要である。

<改正法の規定>

改正法においては、これまでと同様に、解体等工事の元請業者又は自主施工者は、解体等工事を施工するときは、環境省令で定めるところにより、事前調査の結果その他環境省令で定める事項を、当該解体等工事の現場において公衆に見やすいように掲示しなければならないこととされている。(第18条の15第5項)

<基本的考え方>

答申を踏まえ、周辺住民に対するリスクコミュニケーションの観点から、掲示が周辺住民にとってより見やすくなるよう徹底するため、掲示板の大きさを明確化することが考えられる。具体的には、最低限A3用紙(29.7cm×42cm)程度の大きさ

が考えられ、これ以上のどの程度の大きさとするかについては、それぞれの解体等工場の現場によって柔軟に対応することが適当である。併せて、作業基準に基づく作業方法等の掲示についても、周辺住民に見やすくするため同様に掲示板の大きさを規定することとする。

また、事前調査結果の掲示の事項については、現行どおり（調査を行った元請業者等の氏名等、調査を終了した年月日、調査の方法、特定建築材料の種類）とし、作業方法等の掲示の事項については改正法に合わせて用語の整備を行う。

<技術的事項>

掲示は、掲示板の大きさに係る規定を追加し、以下のとおり行うこととする。

【事前調査結果等の掲示】

- 解体等工場の元請業者又は自主施工者が行う事前調査結果等の掲示は、幅 29.7 cm、長さ 42 cm 以上又は幅 42 cm、長さ 29.7 cm 以上の掲示板を設けることにより行うものとする。
- 掲示の事項は、次のとおりとする。
 - ・ 解体等工場の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名（現行の規則に規定）
 - ・ 事前調査の終了年月日（現行の規則に規定）
 - ・ 事前調査の方法（現行の規則に規定）
 - ・ 事前調査の結果（改正法に規定）
 - ・ 解体等工事が特定工事に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類（現行の規則に規定）

【作業方法等の掲示】

- 特定工場の元請業者又は自主施工者は、当該特定工場における特定粉じん排出等作業を行う場合は、見やすい箇所に幅 29.7 cm、長さ 42 cm 以上又は幅 42 cm、長さ 29.7 cm 以上の掲示板を設けること。
- 掲示の事項は、次のとおりとする。（いずれも現行の規則に規定）
 - ・ 届出対象特定工事に該当する場合にあっては、届出年月日及び届出先
 - ・ 特定工場の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ・ 特定粉じん排出等作業の実施期間及び方法
 - ・ 特定工場の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所

（８）事前調査結果の報告

<答申の関連箇所>

- 石綿が飛散するおそれのある建築物等の解体等工場の現場について、都道府県等が幅広く把握できるよう、一定の規模等の要件を満たす解体等工事に係る事前調

査の結果の概要について、施工者が都道府県等に報告を行うことを義務付けることが考えられる。この点、施工者や都道府県等の負担軽減等の観点も考慮し、厚生労働省における電子届出に係る検討を踏まえた仕組みを検討するのが適当である。

- 報告の対象とする建築物等の解体等工事の要件については、事前調査の対象となる解体等工事件数が多数になることに鑑み、厚生労働省における検討状況等も踏まえつつ検討すべきである。

<改正法の規定>

改正法においては、解体等工事の元請業者又は自主施工者は、事前調査を行ったときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、当該調査の結果を都道府県知事に報告しなければならないこととされている。(第18条の15第6項)

<基本的考え方>

報告の対象とする建築物等の解体等工事については、都道府県等が建築物等の解体等工事の現場及び事前調査の結果を幅広く把握できるような範囲とする必要がある。改正後の石綿則においても同趣旨の報告制度が創設されたところ、大防法及び石綿則における報告制度は、法令遵守の徹底、行政の監視・指導の強化等の観点から、整合性の取れたものとする必要がある。

改正後の石綿則に基づく報告制度の対象については、厚生労働省の検討会においては、「一戸建て住宅も含めて建築物の解体工事の大部分を対象とするとともに、同規模の改修工事も対象とする」「工作物については、過去の石綿使用実績等から石綿含有建材を使用している可能性が高い特定の工作物に係る同規模の解体・改修工事を対象とする」とされ、改正後の石綿則及び関連告示では、以下のとおり規定されている。大防法においても、同一の範囲の工事を事前調査結果の報告の対象とすべきである。

- ・ 建築物の解体工事（当該工事に係る部分の床面積の合計が 80 m²以上であるものに限る。）
- ・ 建築物の改修工事（当該工事の請負代金の額が 100 万円以上（事前調査費用を含まない。）であるものに限る。）
- ・ 工作物（石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。）の解体工事又は改修工事（当該工事の請負代金の額が 100 万円以上であるものに限る。）
 - 反応槽
 - 加熱炉
 - ボイラー及び圧力容器
 - 配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）

- 焼却設備
- 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。）
- 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）
- 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）
- 変電設備
- 配電設備
- 送電設備（ケーブルを含む。）
- トンネルの天井板
- プラットホームの上家
- 遮音壁
- 軽量盛土保護パネル
- 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板

以上の一定の要件を置いてもおお、膨大な報告件数が想定される¹²ことから、報告は原則として電子システムを活用して行うものとするべきである。石綿則においても電子システムを活用することとされているところ、事業者の負担等に鑑み、ワンストップかつ簡易な方法で報告を行うことができるよう、厚生労働省と連携して電子システムの構築を進める必要がある。また、報告事項についても簡易なものとするべきであるが、事前調査結果の報告は、不適切な事前調査により特定建築材料の見落としが発生していることを受けて創設するものであり、都道府県等が効率的かつ効果的に立入検査等の対象を選定できるよう、報告事項には、建築物等の着工年月日や使用されている建築材料の種類など、解体等工事の元請業者等が特定工事に該当しないと判断した場合でも特定工事への該当を疑いうる情報を含めるべきである。

なお、解体等工事着手後でないと調査できない箇所がある場合、報告は工事着手前に行うこととし、工事着手後に当該箇所を調査した結果についても改めて報告されるのが望ましい。

<技術的事項>

事前調査結果の報告は、以下のとおり行うこととする。

- 報告は、次のいずれかの解体等工事に係る事前調査について行うものとする。
 - 建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が 80 m²以上であるもの
 - 建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金（解体等工事の自主施工者が施工するものについては、これを請負人に施

¹² 石綿則における報告制度と対象範囲を同一とした場合、報告件数は 200 万件を超えると推計される。

工させることとした場合における適正な請負代金相当額。以下同じ。)の合計が100万円以上であるもの

- 工作物(特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定めるもの(厚生労働大臣が定めるものと同じ。)に限る。)を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計が100万円以上であるもの
- 報告は、次の事項((2)①ただし書の平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等の解体等工事に該当することが明らかである場合は、◎を付した事項に限る。)について行うものとする。
- 解体等工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名(◎)
 - 解体等工事の場所(◎)
 - 解体等工事の名称及び概要(◎)
 - 解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日(◎)
 - 解体等工事に係る建築物等の概要
 - 解体等工事の期間(◎)
 - 事前調査を終了した年月日(◎)
 - 解体等工事に係る建築物等の部分における建築材料の種類
 - 建築物を解体する作業を伴う建設工事の場合は、当該作業の対象となる床面積の合計(◎)
 - 建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事の場合は、当該作業の請負代金の合計(◎)
 - 工作物(特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定めるものに限る。)を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事の場合は、当該作業の請負代金の合計(◎)
 - 建築物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事又は工作物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事の書面調査及び目視調査を行ったときは、調査を行った者の氏名及び当該者が一定の知見を有する者に該当することを明らかにする事項
 - 分析調査を行ったときは、当該調査を行った箇所、当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称
 - 解体等工事に係る建築物等の部分における建築材料が特定建築材料に該当するか否か及び該当しないときは、その根拠の概要
- 工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなす。
- 報告は、電子システムを通じて行うものとする。ただし、電子システムの使用が困難な場合は、書面によって行うことができる。

3. 石綿含有建材の除去等作業が適切に行われたことの確認

(1) 作業終了時の確認

<答申の関連箇所>

- 作業後の確認や清掃等の措置についてはマニュアルで示されているが、都道府県等による作業終了時の立入検査等では、特定建築材料の取り残しや清掃が不十分といった事例が確認されており、マニュアルに基づく指導では強制力に一定の限界がある。
- 石綿含有建材の除去等作業による石綿の飛散防止を徹底する観点から、計画どおり適切な飛散防止措置がとられていたこと及び作業終了後に石綿の取り残しがないこと（封じ込め又は囲い込みを行う場合には適切な措置がとられていること）の確認を作業基準に位置付け、施工者が行うこととすべきである。
- 除去作業を行った部分の石綿含有建材の取り残しの有無については、一定の知見を有する者が確認することが望ましく、事前調査を実施させる者と同等の知見を有する者等を施工者が活用すべきである。
- 建築物の構造等を踏まえ、飛散性の高い石綿含有建材が使用されている可能性が高い建築物についての確認に特にこれらの者を活用すべきである。

<基本的考え方>

特定建築材料の除去作業を行った部分の特定建築材料の取り残しの有無の確認については、事前調査において把握された特定建築材料が作業後に残存していないかを目視で確認することにより判断するものであり、建築物については、事前調査を行わせる者（講習登録規程に定める講習を修了した者又は義務付け適用前に一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者）であれば、事前調査結果に照らして確認が可能であると考えられる（一戸建て等石綿含有建材調査者については一戸建て等の解体等工事に限る）。また、事前調査段階で、解体等工事に係る建築物等における特定建築材料の使用箇所は網羅的に把握されていることを踏まえ、石綿作業主任者¹³についても、石綿則第20条において石綿を扱う作業を指揮（作業が計画通り行われているかの確認を含む。）する職務等を行うこととされており、石綿を取り扱う作業の方法、ばく露防止の方法等の知識を有することから、確認可能と考えられる。そのため、取り残しの有無の確認にあたっては、これらのいずれかの者に行わせることが適当である。吹付け石綿等の囲い込み・封じ込めの作業については、当該作業を行った箇所からの飛散のおそれがない状態になっているかについて、これらのいずれかの者が目視で確認することとする。

工作物についても、建築物と同様に、特定建築材料の除去作業を行った部分に取り残しがある場合や、囲い込み・封じ込めが適切に行われなかった場合には、石綿飛散のおそれがあることから、作業終了後の確認は必要である。答申において、工作物の事前調査における一定の知見を有する者の活用について、「事前調査に必要

¹³ 石綿へのばく露を防止するための作業方法や措置に係る講習を受け、修了試験に合格した者

な知識が建築物と異なる場合があるか否かについて引き続き検討しつつ、必要に応じて人材育成方策を検討する必要がある。」とされたことを踏まえ、工作物に係る確認については、当該検討の状況を踏まえつつ、当面、石綿作業主任者を活用して行うこととする。

これら取り残しの有無等の確認を行う者については、改正後の石綿則においては、「石綿等に関する知識を有する者」と規定されており、具体的には、上記と同様に事前調査を行う者の要件を満たす者又は石綿作業主任者が想定されている。大防法においてもこれと合わせ、具体的な者については、施行通知等で明確に示すこととする。また、事前調査を行う一定の知見を有する者の人数は令和元年度末時点では約2千人と限定的であるのに対し、石綿作業主任者の人数は平成29年度末で約16万人であり、全体として一定程度人数が確保されていることを踏まえ、これらの者を活用した取り残しの有無等の確認の義務付けについては、改正法の施行日（改正法の公布日（令和2年6月5日）から1年を超えない範囲内において政令で定める日）に合わせて適用すべきである。

また、自主施工者に該当する一般個人が自ら行う日曜大工などの軽微な改造・補修工事については、その負担等に鑑み、事前調査と同様に自ら確認することを認めるのが適当である。

作業後の作業場内の清掃については、現行の作業基準においては、「作業場内の特定粉じんを処理する」との規定に含まれているが明示的に規定されていないことから、作業基準として清掃の実施も義務付けられていることをより明確にすべきである。

計画どおり適切な飛散防止措置がとられていたことの確認については、(3)の特定粉じん排出等作業に関する記録を活用して行う。下請負人が作業に従事している場合は、特定工事の元請業者は、下請負人が作成した記録を確認し、下請負人が作業に従事していない場合には、自ら記録を作成することを通じて確認することとなる。なお、作業を実施している間の作業現場や当該記録の確認については、マニュアル等によりその方法等を明確化すべきである。

<技術的事項>

作業基準に、以下のとおり、取り残しの有無等の確認及び計画どおり適切な飛散防止措置がとられていたことの確認を追加するとともに、特定建築材料の除去後に清掃を行うことを明確にするため、現行の規則別表第7の1の項及び2の項の該当部分を下線部のとおり改める。

【取り残し等の確認】

- 特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定建築材料を除去し、囲い込み、又は封じ込める作業の完了後に（これらの作業を行う場所を他の場所から隔離したときは、隔離を解く前に）、目視によるこれらの作業が完了したことの確認を特定粉じんに関する知識を有する者^{※1}に行わせること。

- ただし、解体等工事の自主施工者である個人（業として解体等工事を行う者を除く。）は、建築物等の改造又は補修の作業であつて、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ない軽微なもののみを伴う建設工事を施工する場合には、自ら当該確認を行うことができる。

【計画どおり適切な飛散防止措置がとられていたことの確認】

- 特定工事の元請業者は、各下請負人が作成した特定粉じん排出等作業に関する記録により当該特定工事における特定粉じん排出等作業が作業計画に基づき適切に行われていることを確認すること※²。

【清掃】

- 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、（中略）作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。（現行の規則別表第7の1の項下欄チ）
- 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、（中略）作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。（現行の規則別表第7の2の項下欄ハ）

※1 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程に定める講習を修了した者、義務付け適用前に一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者又は石綿作業主任者

※2 下請負人が作業に従事していない場合の特定工事の元請業者又は自主施工者は、（3）に基づき自ら記録を作成することを通じて確認する。

（2）隔離を解く際の確認

<答申の関連箇所>

- 隔離した空間において特定建築材料の除去作業を行った場合は、石綿の飛散を防ぐため、隔離を解く前に、集じん・排気装置の十分な稼働、清掃等を行い、作業場内からの石綿等の粉じんの飛散のおそれがないことを確認すべきである。

<基本的考え方>

隔離した作業場内では、除去作業に伴い多量の石綿粉じんが発生する場合があります、隔離を解く前に、これらが十分に作業場内の空気中から取り除かれ、隔離を解いた際に一般大気中への飛散のおそれがないことを確認する必要があります。具体的には清掃を行い、空気中の繊維を集じん・排気装置などで取り除いた上で、位相差顕微鏡法による総繊維数濃度の測定、繊維状粒子自動測定機の活用等により確認することが考えられるが、隔離空間の大きさや形状、除去工法などを考慮し、それぞれの作業現場において適切な手法を検討し、効果的に実施できる方法を選択するのが適当であり、具体的な確認の方法は施行通知等で明確化すべきである。

<技術的事項>

作業基準に以下の下線部の措置を追加する。

- 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行った上で、大気中への特定粉じんの排出又は飛散のおそれがないことを確認すること。

(3) 特定粉じん排出等作業に関する記録

<答申の関連箇所>

- 記録については、実際に除去等作業を行う者が法令に定める石綿含有建材の除去等作業及び石綿飛散防止措置に係る事項について作成することとし、受注者は、作業後のみならず、作業中にも除去等作業が計画どおりに行われていることを適宜確認するべきである。
- 都道府県等が、立入検査等の際に、石綿含有建材の除去等作業が適切に終了したことを確認し、必要な場合に指導等を行えるよう、施工者に対しては、当該記録を工事終了後も一定期間保存することを義務付けることが考えられる。
- 記録の内容としては、①石綿含有建材の除去等作業が適切な飛散防止措置の下に行われたこと（計画に沿って実際に実施した飛散防止措置、当初の計画から変更があった場合の変更内容等の記録を含む。）、②石綿含有建材の取り残しがないこと（封じ込め又は囲い込みを行う場合には適切な措置がとられていること）、③特定粉じんの処理が適切になされたこと、④隔離・養生を解く際の措置が適切になされたことに関する情報が必要である。

<改正法の規定>

改正法においては、特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業が完了したときは、環境省令で定めるところにより、当該特定工事における特定粉じん排出等作業に関する記録を作成し、保存しなければならないこととされている。（第18条の23）

<基本的考え方>

記録の内容は、都道府県等が適切な作業が行われたか確認するために、作業実施中・作業後の各種確認の結果も含め、作業の実施状況が把握できるものとする必要がある。

また、改正法第18条の23に基づき特定工事の元請業者又は自主施工者が作業後に作成する、作業全体の記録の保存期間は、大防法の他の規制物質に係る記録保存期間等も踏まえ、3年間とするのが適当である。さらに、答申を踏まえ、作業中は、下請負人を含め作業に従事する者が工事の施工の分担に応じて記録を作成し、特定工事終了までの間、各自がこれを保存する旨を作業基準において定める必要がある。

下請負人が作業に従事している場合、特定工事の元請業者は、作業完了後に下請負人が作成した記録をとりまとめて作業全体の記録を作成することとなる。

なお、自主施工者のうち一般個人については、事前調査に関する記録と同様に、記録の作成・保存に係る負担に配慮が必要であり、自主施工者に該当する一般個人が行う日曜大工などの建築物等の軽微な改造・補修工事については簡易な方法で対応可能とする旨を施行通知等で明確化すべきである。

<技術的事項>

作業後に特定工事の元請業者又は下請負人が作成する記録事項及び記録保存期間を以下のとおりとするとともに、作業基準に、作業中の下請負人も含めた作業従事者による記録の作成及び保存を追加する。

【作業後の記録】

- 特定粉じん排出等作業に関する記録は、次の事項について作成し、これを特定工事が終了した日から3年間保存^{※1}するものとする。
 - ・ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - ・ 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
 - ・ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ・ 特定工事の場所
 - ・ 特定粉じん排出等作業の種類及び実施した期間
 - ・ 特定粉じん排出等作業の実施状況^{※2}（次に掲げる事項を含む。）
 - ・ 特定粉じん排出等作業の場所を他の場所から隔離して作業を行ったときは、負圧の状況の確認、集じん・排気装置の正常な稼働の確認及び（2）の隔離を解く前の確認をした年月日、確認の方法、確認の結果（確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合は、その内容を含む。）及び確認した者の氏名
 - ・ （1）の特定建築材料を除去し、囲い込み、又は封じ込める作業の完了を確認した年月日、確認の結果（確認の結果に基づいて特定建築材料の除去等の措置を講じた場合にあっては、その内容を含む。）並びに確認を行った者の氏名及び当該者が特定粉じんに関する知識を有する者に該当することを証明する書類の写し

【作業中の記録】

- 特定工事における施工の分担関係に応じて、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の実施の状況（特定粉じん排出等作業の場所を他の場所から隔離して作業を行ったときは、負圧の状況の確認、集じん・排気装置の正常な稼働の確認及び（2）の隔離を解く前の確認をした年月日、確認の方法、確認の結果（確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合は、その内容を含む。）及び確認した者の氏名を含む。）を記録し、当該記録を特定工事が終了するまで

の間保存すること。

※1 記録の保存は電子でも可能とする。

※2 特定粉じん排出等作業の実施の期間中に当該作業計画に変更が生じた場合は、その内容を含む。

(4) 元請業者から発注者への作業の結果の報告

＜答申の関連箇所＞

○ 発注者が石綿含有建材の除去等作業が適切に行われたことを把握できるよう、受注者に対し、作業終了後、作業の結果について発注者に報告することを義務付けるべきである。また、受注者に対しては、報告した旨の記録も（中略）一定期間保存することを義務付けることが考えられる。

＜改正法の規定＞

改正法においては、特定工事の元請業者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業が完了したときは、環境省令で定めるところにより、その結果を遅滞なく当該特定工事の発注者に書面で報告し、当該書面の写しを保存しなければならないこととされている。（第18条の23第1項）

＜基本的考え方＞

報告の内容は、特定工事の発注者が、自らが届け出た作業方法に沿って適切に作業が行われたか等、作業の実施状況の概要を把握できるものとするべき。

また、報告書面の保存期間は、(3)の特定粉じん排出等作業に関する記録と併せて保存すべきであり、3年間とするのが適当である。

＜技術的事項＞

特定工事の元請業者から発注者への報告事項及び報告書面の保存期間は、次のとおりとする。

- 報告は、次の事項について行い^{※1}、報告書面の写しを特定工事が終了した日から3年間保存^{※2}するものとする。
- ・ 特定粉じん排出等作業が完了した年月日
 - ・ 特定粉じん排出等作業の実施状況の概要
 - ・ (1)の特定建築材料を除去し、囲い込み、又は封じ込める作業の完了の確認を行った者の氏名及び当該者が特定粉じんに関する知識を有する者に該当することを明らかにする事項

※1 電子的に交付することも可能とする。

※2 記録の保存は電子でも可能とする。

4. 特定粉じん排出等作業中の石綿漏えいの有無の確認

<答申の関連箇所>

- 都道府県等においては、条例により特定粉じん排出等作業中の大気濃度の測定を施工者に義務付けている場合があるほか、立入検査時に都道府県等が測定を行う場合もあるところ、都道府県等による測定では、集じん・排気装置の不適切な管理、作業員の隔離場所からの出入りの際の不適切な行動等、作業基準の遵守の不徹底による石綿の飛散が明らかになった事例が散見される。
- そのため、集じん・排気装置の排気口における粉じんを迅速に測定できる機器を用いた、集じん・排気装置の正常な稼働の確認の頻度を増やすとともに、前室における負圧の状況の確認も頻度を増やすことにより、隔離場所からの石綿の漏えい防止の強化を図るべきである。

<基本的考え方>

現行の作業基準においては、隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前後に集じん・排気装置の正常な稼働を確認すること及び特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に負圧状況を確認することが定められている。しかし、平成26年度から29年度までに都道府県等の立入検査時の測定において、比較的高い石綿繊維数濃度が測定された10事例の原因を確認したところ、集じん・排気装置の不適切な管理や作業場の出入りの際の不適切な負圧管理が明らかになった。これらの事例を踏まえ、作業基準で求められている集じん・排気装置の使用及び負圧の維持を徹底するために、現行の作業基準に定める場合に加え、石綿の飛散のおそれ大きい場合等に集じん・排気装置の正常な稼働の確認及び負圧の状況の確認を行う必要がある。

具体的には、隔離した作業場における集じん・排気装置を使用した除去作業においては、一般的に、集じん・排気装置のフィルタを一日に数回、一定時間毎に交換するところ、交換時のフィルタの取付けが適切に行われていない場合は、集じん・排気装置の能力低下につながり、正常な稼働が確保できないと考えられるため、いずれかのフィルタを交換した場合に確認が必要である。さらに、作業の工程上、集じん・排気装置を移動する場合も考えられ、移動後も集じん・排気装置の正常な稼働を確認することが必要である。

また、作業場及び前室の負圧は常に確保されている必要があり、予期せぬ不備が発生していないか、定期的に負圧の状況を確認すべきである。具体的には、現行の作業基準において確認が義務付けられている当日の作業開始前のほか、各作業現場の状況や季節に応じて定期的に行われる数時間毎の休憩時や作業の中断時（休憩や作業の中断により作業場から作業員が退室した時）、当日の作業終了時等に行うべきである。

<技術的事項>

作業基準（現行の規則別表第7の1の項下欄ハ、ニ及びへ）に以下の下線部の集

じん・排気装置の正常な稼働の確認及び負圧の状況の確認の措置を追加する。

- ハ (前略) 隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。
- ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。
- ヘ (前略) 隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、及び除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。

5. 作業基準遵守の強化

(1) 直接罰の創設

<答申の関連箇所>

- 作業基準違反の内容を踏まえ、作業基準適合命令等のより積極的な活用によって違反の未然防止に取り組むとともに、短期間で終了する作業についても作業基準の遵守を担保する観点から、石綿則の例も参考に、立法技術上の課題等も踏まえつつ、作業基準違反への直接罰の創設も検討するべきである。

<改正法概要>

改正法においては、第18条の19において、次のとおり規定されており、これに違反した者に対し、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金(第34条第3号)が規定されている。

また、ただし書に該当し、直接罰の対象外となるか否かについては都道府県等が判断することとしており、各号に規定する措置を各号に定める方法により行わない場合には発注者等がその理由を届出に記載し、当該届出を受け、都道府県等がただし書に該当しないと認めるときは、各号に規定する措置を各号に定める方法により行うことを命ずるものとしている。(第18条の18第1項)

(特定建築材料の除去等の方法)

第十八条の十九 届出対象特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、当該届出対象特定工事における第十八条の十七第一項の政令で定める特定建築材料に係る特定粉じん排出等作業について、次の各号のいずれかに掲げる措置

(第二号に掲げる措置にあつては、建築物等を改造し、又は補修する場合に限る。以下この条において同じ。)を当該各号に定める方法により行わなければならない。ただし、建築物等が倒壊するおそれがあるときその他次の各号のいずれかに掲げる措置を当該各号に定める方法により行うことが技術上著しく困難な場合は、この限りでない。

一 当該特定建築材料の建築物等からの除去 次に掲げる方法

イ 当該特定建築材料をかき落とし、切断し、又は破砕することなくそのまま建築物等から取り外す方法

ロ 当該特定建築材料の除去を行う場所を他の場所から隔離し、除去を行う間、当該隔離した場所において環境省令で定める集じん・排気装置を使用する方法

ハ ロに準ずるものとして環境省令で定める方法

二 当該特定建築材料からの特定粉じんの飛散を防止するための処理 当該特定建築材料を被覆し、又は当該特定建築材料に添加された特定粉じんに該当する物質を当該特定建築材料に固着する方法であつて環境省令で定めるもの

<基本的考え方>

改正法第18条の19の規定は、短期間の作業の場合には、作業基準適合命令等では作業基準違反に未然防止の効果が限定的であると考えられることから、直接罰により飛散防止を徹底するために新たに規定されたものであり、上記の各号の措置及び方法の詳細は、現行の作業基準と同じものとするのが適当である。

ただし、同条第2号の「特定建築材料を被覆し、又は当該特定建築材料に添加された特定粉じんに該当する物質を当該特定建築材料に固着する方法」については、囲い込み又は封じ込め（現行の規則別表第7の4の項）が該当するところ、これまで大防法においては、これらを行う際の飛散防止措置は定められていなかったが、吹付け石綿の封じ込め、吹付け石綿又は石綿含有断熱材等の切断、破砕等（振動等により石綿の飛散のおそれがある場合を含む。）を伴う囲い込みについては、作業時に飛散のおそれがあり特定粉じん排出等作業に該当するものとして作業実施の届出の対象としてきた。今般、飛散防止措置の徹底のために直接罰が設けられたことを踏まえ¹⁴、除去の作業と同様に、これらの囲い込み・封じ込めについても必要な飛散防止措置を求めるべきであり、具体的には、石綿則第6条において、こうした作業について隔離等が義務付けられていることを参考に、隔離等を作業の方法として規定すべきである。また、囲い込み・封じ込めの作業基準においても、隔離等を行うことを追加し、当該隔離等の義務違反を直接罰のみならず間接罰（作業基準違反

¹⁴ 令和2年5月15日の衆議院環境委員会、同月28日の参議院環境委員会における大気汚染防止法の一部を改正する法律案に対する附帯決議には、「石綿に係る特定粉じん排出等作業において、被覆等の石綿の除去以外の方法による作業についても石綿の飛散の可能性がある場合には、除去の場合と同様に、隔離や集じん・排気装置の使用等必要な作業方法を法令上明確に定めるよう検討すること。」が含まれている。

に対する行政命令に違反した場合)によっても処罰できるようにすべきである。

なお、改正法第 18 条の 19 ただし書において規定する、同条各号に定める措置を当該各号に定める方法により行うことを要しない場合については、災害時には必ず該当するというものではなく、建築物等が倒壊するおそれがあり人が立ち入ることが危険な状態であるため、隔離等を行うことができない場合等が想定される。このように限定的な場合を指していることを施行通知等で明確にすべきである。

<技術的事項>

直接罰の対象となる措置及び方法の詳細については以下のとおりとするとともに、これに併せて、飛散のおそれのある囲い込み・封じ込めの作業時の飛散防止措置を作業基準に追加する。

【集じん・排気装置】

- 改正法第 18 条の 19 第 1 号口の環境省令で定める集じん・排気装置は、日本産業規格 Z8122 に定める HEPA フィルタを付けたものとする。

【隔離等に準ずる方法】

- 法第 18 条の 19 第 1 号ハの環境省令で定める方法は、同号口と同等以上の効果を有する方法とする。

【被覆・固着】

- 法第 18 条の 19 第 2 号の環境省令で定める方法は、特定建築材料の囲い込み又は封じ込め（以下「囲い込み等」という。）を行う方法とする。
- ただし、吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材、保温材及び耐火被覆材の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破砕等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、当該特定建築材料の囲い込み等を行う場所を他の場所から隔離し、囲い込み等を行う間、当該隔離した場所において、日本産業規格 Z8122 に定める HEPA フィルタを付けた集じん・排気装置を使用するものとする。

【囲い込み・封じ込めに係る作業基準】（現行の規則別表第 7 の 4 の項下欄）

- 吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材、保温材及び耐火被覆材の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破砕等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、これらの建築材料をかき落とし、切断又は破砕の方法で除去する作業に係る作業基準（現行の規則別表第 7 の 1 の項下欄イからチまでに掲げる事項）を遵守すること。

（2）特定工事に係る請負契約締結時の下請負人への説明

<答申の関連箇所>

- 特定工事において適切な石綿飛散防止の措置が講じられるよう、受注者は下請事業者に対し、また、下請事業者は他の下請事業者に対し、工事を請け負わせる際に石綿含有建材の使用箇所を含めた調査結果を説明することを義務付け、特定粉じん排出等作業に携わる事業者間での情報共有を促進するべきである。

<改正法の規定>

改正法においては、特定工事の元請業者又は下請負人は、その請け負った特定工事の全部又は一部について他の者に請け負わせるときは、当該他の者に対し、その請負に係る特定工事における特定粉じん排出等作業の方法その他環境省令で定める事項を説明しなければならないこととされている。(第18条の16第3項)

<基本的考え方>

事前調査は解体等工事の元請業者が実施するため、通常、工事の一部のみを請け負う下請負人自らが、当該工事が特定工事に該当するかを判断することは困難である。そのため、下請負人が、対象建築物等のどの部分にどのような石綿含有建材が使用されているかを認識した上で、適切な作業を行うことができるよう、元請業者から必要な情報が説明される必要がある。

なお、マニュアル等により、下請負人への注文に当たっては、建設リサイクル法における下請負人への告知など他法令の規定にも留意するよう促すべきである。

<技術的事項>

下請負人への説明事項は、以下のとおりとする。

- 特定粉じん排出等作業の種類及び実施期間
- 特定粉じん排出等作業の方法（改正法に規定）
- 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

6. 報告徴収及び立入検査

<答申の関連箇所>

- 事前調査の結果や特定粉じん排出等作業に係る記録保存の義務付けに伴い、労働基準監督機関とも連携し、記録が保存される、解体等工事の施工者の事業場にも立ち入ることができるよう、大防法における立入検査の対象を拡大すべきである。

<改正法の規定>

改正法においては、報告徴収の対象者として、解体等工事の発注者、元請業者若しくは自主施工者に加えて、下請負人が追加され、立入検査先として、解体等工事

に係る建築物等若しくは解体等工事の現場に加えて、解体等工事の元請業者、自主施工者若しくは下請負人の営業所、事務所その他の事業場が追加された。(第26条第1項)

<技術的事項>

今般の改正により各主体に義務付けられる事項を踏まえ、報告徴収及び立入検査の詳細については、以下のとおりとする。

【解体等工事の発注者関係】

- 解体等工事の発注者に対し、元請業者からの事前調査及び特定工事に係る説明事項及び特定粉じん排出等作業の結果について報告を求めることができる。

【解体等工事の元請業者又は自主施工者関係】

- 解体等工事の元請業者又は自主施工者に対し、事前調査について報告を求めることができる。
- 解体等工事に係る建築物等、解体等工事の現場又は解体等工事の元請業者若しくは自主施工者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、解体等工事に係る建築物等、解体等工事により生じた廃棄物その他の物及び関係帳簿書類を検査させることができる。

【特定工事の元請業者、自主施工者又は下請負人関係】

- 特定工事の元請業者、自主施工者又は下請負人に対し、元請業者から発注者への特定工事に係る説明事項及び特定粉じん排出等作業の結果(下請負人にあつては、当該特定工事における施工の分担関係に応じた範囲に限る。)について報告を求めることができる。
- 特定工事に係る建築物等、特定工事の現場又は特定工事の元請業者、自主施工者若しくは下請負人の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、特定工事に係る建築物等、特定工事により生じた廃棄物その他の物、関係帳簿書類並びに特定粉じん排出等作業の使用される器具及び資材(特定粉じんの排出又は飛散を抑制するためのものを含む。)を検査させることができる。